作成日：2026 年 9 月 15 日

令和7年度
自己点検評価表

「専修学校における評価ガイドライン」（改訂版）対応

学校法人名：　学校法人 二本松学院

学　校　名：　〈専〉京都伝統工芸大学校

◆修学支援制度の認定　✓ 有　☐ 無

◆大学院入学資格（高度専門士が付与される専門課程）　✓ 有　☐ 無

◆外国人留学生キャリア育成促進プログラム認定　☐ 有　✓ 無

◆職業実践専門課程の認定　✓ 有　☐ 無

目次

項目1　教育理念・目的・目標 1
1－1.教育理念、目的及び目標の設定等 1

項目2　教育課程・教育の実施・学修成果 2
2－1.教育課程の編成と授業科目 2
2－2.教育の実施 3
2－3.単位・卒業認定 5
2－4.学修成果目標の達成状況 6

項目3　学生の受入れ・学生支援 8
3－1.学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理 8
3－2.自主的な学習の促進に対する支援 9
3－3.多様な学生に対する支援 10
3－4.学生生活に関する支援 11

項目4　教育実施組織・教員 16
4－1.教員の配置、募集、採用 16
4－2.教員の組織編成等 18
4－3.教員の資質の向上 19

項目5　教育環境 21
5－1.教育環境の整備 21
5－2.安全対策、防災組織 24
5－3.施設・設備等の点検、改善等 26

項目6　教育活動の基盤と改善・向上の取組 28
6－1.中期事業計画と財務基盤 28
6－2.学校運営 30
6－3.学校評価の実施と改善活動 31
6－4.社会からの理解と情報の公表 34

評価点数

3：基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている
2：基準をおおむね満たしている
1：基準を満たしておらず改善が必要

項目1　教育理念･目的･目標

1－1.教育理念、目的及び目標の設定等

評価の基準

教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。

① 項目1－1の自己判定

３　基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている

② 現在の取り組み状況

本校では、教育理念を「社会から求められる即戦力となる人材の育成」と定めている。この教育理念を踏まえ、学校法人二本松学院寄付行為第3条において学校法人の目的を定めるとともに、京都伝統工芸大学校学則第1条において「伝統工芸産業振興のための人材育成を行うこと」を教育目的として明確に定めている。また、養成する人材像についてはディプロマポリシーにおいて明確に定め、伝統工芸産業の担い手として必要な知識･技術を修得し、社会で活躍できる人材の育成を目指している。

【参考資料】

･学校法人二本松学院　寄付行為
･京都伝統工芸大学校　学則
･教育理念、3つのポリシー（教育計画、募集要項）

③ 課題及び今後の改善方策

教育理念、ディプロマポリシーをはじめとした3つのポリシーについては明確に定められているが、その内容が教職員及び学生に十分浸透しているかについては継続的な検証が必要である。今後は、教育理念等の周知を継続するとともに、教育活動との整合性や社会･業界のニーズを踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行う。

項目2 教育課程・教育の実施・学修成果

2－1.教育課程の編成と授業科目

評価の基準

学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。

① 項目2－1の自己判定

３　基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている

② 現在の取り組み状況

本校では、教育課程編成・実施方針（カリキュラムポリシー）を定め、専門実習を教育課程の中核に位置付け、伝統工芸の技術修得に必要な授業を体系的に編成している。また、その内容は教育計画に掲載し、学生へ周知している。教育課程については、教育課程編成委員会での意見も踏まえながら継続的に検証・改善を行っており、職業実践教育の視点から専門科目と一般科目を適切に配分し、本校の特色である専門実習に重点を置いた教育課程としている。1・2 年次では課題制作を通じて基礎技術を修得し、3・4 年次ではその技術を応用・発展させる教育課程とすることで、段階的に専門性を高められるよう編成している。

【参考資料】

・カリキュラムポリシー（教育計画）
・教育計画 3-1 9-1
・教育課程編成委員会議事録

③ 課題及び今後の改善方策

教育課程は、教育理念及び養成する人材像に基づき体系的かつ段階的に編成しているが、伝統工芸業界の変化に対応した教育内容の充実が引き続き課題である。特に、実務に求められる制作工程の効率化やコスト意識など、職業人として必要な実践力を育成するための教育内容について、更なる充実を図る必要がある。また、留学生をはじめ多様な背景を持つ学生が増加していることから、学習状況や教育ニーズに応じた教育方法についても継続的な検討が必要である。今後は、教育課程編成委員会等において外部有識者や業界の意見を積極的に取り入れ、社会や業界のニーズを踏まえながら、教育課程及び教育内容の継続的な見直しを行う。

２－２.教育の実施

評価の基準(1)

授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習、又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること

① 項目２－２－(1)の自己判定

３　基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている

② 現在の取り組み状況

本校では、各授業科目の教育目標や内容に応じて、講義、演習、実習及び実技を適切に組み合わせた授業を実施している。特に本校では専門実習を教育の中核に位置付け、現役職人による実践的な指導を通じて、職業に直結する知識・技術・技能の修得を図っている。各授業科目の授業形態については教育計画の教育課程カリキュラムに明示している。また、教材・材料・道具については各専攻の教員の監督のもと、現役の職人が実際の現場で使用しているものと同等の材料や道具を採用しており、実務に即した教育環境を整えることで、卒業後も円滑に実務へ移行できるよう配慮している。成績評価については、「京都伝統工芸大学校単位認定に係る成績評価に関する規程」に基づき、5段階評価又は2段階評価により実施している。各授業の評価基準は教育計画の科目別授業計画に明記し、公表しており、授業担当教員がその基準に基づいて適正に成績評価を行っている。

【参考資料】

・京都伝統工芸大学校学則第 12 条
・教育計画 3 教育課程カリキュラム、4 時間割、8 科目別授業計画
・京都伝統工芸大学校 単位認定に係る成績評価に関する規程
・実習風景写真
・道具販売案内

③ 課題及び今後の改善方策

授業内容や教材については、職業実践教育を重視し、現場で求められる知識・技能の修得につながる内容としているが、伝統工芸を取り巻く社会や業界の変化を踏まえ、教育内容や教材を継続的に見直していく必要がある。今後は、教育課程編成委員会等を通じて業界の現状やニーズを把握し、その内容を教育課程や授業内容に反映させていく。また、成績評価については、公正性・客観性・一貫性をより高めるため、評価基準に関する教員間の共通理解を深めるとともに、必要に応じて評価方法の点検・見直しを行う。

評価の基準（2）

企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。

① 項目2－2－（2）の自己判定

３　基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている

② 現在の取り組み状況

京都伝統工芸大学校の設立母体である一般財団法人京都伝統工芸産業支援センターは、京都の伝統工芸の各組合を構成団体としており、各組合に所属する現役の職人が非常勤講師として専門実習を担当している。実際のものづくりの現場と密接に連携した教育を実施するとともに、産官学連携事業、各種プロジェクトや地域連携活動を通じて、企業・地域と連携した実践的な授業を展開している。また、教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の授業時間数について教育課程において具体的に設定しており、その内容は職業実践専門課程公表様式（別紙様式４）により公表している。

【参考資料】

・教育計画　１京都伝統工芸大学校概要
・職業実践専門課程認定後の公表様式　別紙様式4
・各プロジェクト活動実績

③ 課題及び今後の改善方策

伝統工芸業界の各組合との連携により、実践的な実習を実施しているが、業界全体では職人の高齢化が進んでおり、専門分野を指導できる講師の継続的な確保が課題となっている。今後は、卒業生をはじめとする若手職人の講師登用を積極的に進めるとともに、各組合との連携を一層強化し、新たな企業・団体との連携機会の創出にも取り組むことで、職業実践教育のさらなる充実を図る。

２－３.単位・卒業認定

評価の基準

学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。

① 項目２－３の自己判定

２　概ね基準を満たしている

② 現在の取り組み状況

本校ではディプロマポリシーとして「伝統工芸産業振興のための人材に求められる技術及び知識を有するとともに、本校が定める教育課程を修めたものに卒業を認定し、専門士あるいは高度専門士の称号を授与する」と定めている。この方針に基づき、10 専攻それぞれにおいて修得すべき知識・技術・技能を専門実習指導計画等で明確にしている。また、ディプロマポリシーに基づき卒業認定を行っており、認定に当たっては卒業判定会議を開催し、教育課程の履修状況、修得単位及び卒業要件の充足状況を確認した上で、卒業認定を行っている。

【参考資料】

・学則　第24条
・ディプロマポリシー（教育計画）
・教育計画　３ 教育課程カリキュラム
・就学支援制度　機関要件 様式2の3　４
・卒業認定会議 資料・会議録

③ 課題及び今後の改善方策

卒業認定はディプロマポリシーに基づき適切に実施しているが、その妥当性及び客観性を継続的に確保するためには、専門実習や演習系科目における評価基準の更なる明確化と運用の統一が課題である。今後は、講師会議や専攻別会議等の中で評価基準の共通理解を図るとともに、教務部との情報共有を強化し、卒業判定会議における審議内容の充実を図ることで、ディプロマポリシーに基づく卒業認定の適正性・公平性の向上に努める。

２－４.学修成果目標の達成状況

評価の基準(1)

卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得(資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。)についての目標を定め、その目標が達成できていること。

① 項目２－４－(1)の自己判定

２　概ね基準を満たしている

② 現在の取り組み状況

本校では、卒業認定方針を踏まえ、10 専攻それぞれにおいて各工芸分野で必要となる知識・技術・技能の修得目標を定めている。これらの目標は専門実習指導計画(教育計画 9)に明示し、学生と教員が共有している。各専攻では卒業時の到達目標を見据えた教育課程を編成し、入学当初から段階的な課題を設定することで、職人として必要な知識・技術・技能を体系的に修得できるよう教育を行っている。また、各課題については評価基準に基づき到達度を確認した上で単位認定を行い、その過程を通じて基礎技術の修得状況を確認している。さらに、3 年制課程及び高度専門課程(4 年制)の学生については、卒業・修了制作に取り組み、修得した知識・技術・技能の集大成として作品を制作している。

【参考資料】

・学校案内 P.45～
・学校案内　卒業・修了制作秀作集 P.03～
・教育計画 9 専門実習指導計画
・学生ポートフォリオ
・工芸士取得状況

③ 課題及び今後の改善方策

各専攻において段階的な教育課程を編成し、到達目標を目指した指導を行っているが、学生の経験や技術修得の速度には個人差があることから、より効果的な支援が課題である。今後は、課題制作を通じて学生一人ひとりの習熟度を継続的に把握するとともに、教員間で情報共有を図りながら、個々の状況に応じたサポートを行い、各専攻で定める到達目標の達成に向けた教育の質の向上に努める。

評価の基準（2）

学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。

① 項目2－4－(2)の自己判定

２　概ね基準を満たしている

② 現在の取り組み状況

卒業対象学生全員と個別面談を実施し、一人ひとりの希望する就職・進学先や将来の目標を把握するとともに、進路ガイダンスも複数回開催し、その目標に応じた進路支援を行っている。就職活動や進学準備の状況についても継続的に確認し、必要に応じてインターンシップや企業説明会への参加を促している。多くの学生は伝統工芸業界への就職を希望しており、そのほか内部編入を含む進学により、更なる技術修得を目指す学生もいる。また、目標達成に向けて、専任の進路担当者を配置するとともに、進路指導室を設置し、学生への進路支援体制を整備している。各伝統工芸組合や各専攻の教員と連携し、伝統産業界や行政等とも連携した求人開拓を行っており、その結果 2025 年度の就職率は 95.5%となっている。

【参考資料】

・ディプロマポリシー
・令和7年度進路状況
・令和7年度進路・就職活動状況
・インターンシップ状況
・学校求人票
・校内企業説明会案内

③ 課題及び今後の改善方策

学生の多くは伝統工芸業界への就職を希望し、その実現に向けた支援を行っているが、早期離職の防止や職場定着につながる進路支援の充実が引き続き課題である。また、学生の進路希望や就業に対する価値観が多様化していることから、学校が開拓した求人と学生の希望条件との調整が必要となる場面も増えている。今後は、個別面談やインターンシップ、企業見学等を通じて職業理解を深めるとともに、企業・工芸組合・行政との連携による求人開拓を継続し、学生一人ひとりの適性や希望に応じたきめ細かな進路支援を行うことで、希望進路の実現及び就職後の定着率向上を目指す。

項目3 学生の受入れ･学生支援

3－1.学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理

評価の基準(1)

入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。

① 項目3－1－(1)の自己判定

3　基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている

② 現在の取り組み状況

本校では、入学者の受け入れ方針としてアドミッションポリシー(求める学生像)を定めるとともに、入学者選抜規程において選考基準及び選考方法を明確に定め、それらに基づき適正な入学者選考を実施している。アドミッションポリシーについては募集要項及びホームページに記載し、入学希望者に対してはオープンキャンパスなどでその内容について説明を行っている。また、入学者選抜規程に則り厳正に選考を行っており、面接評価の公平性･客観性を確保するため、面接官2名体制で面接を実施し、面接用質問事項を用いて評価基準を明確化し、評価の統一を図っている。

【参考資料】

･アドミッションポリシー(募集要項、HP)
･京都伝統工芸大学校入学者選抜規程
･面接用質問事項

③ 課題及び今後の改善方策

入学者選考はアドミッションポリシーに基づき、面接で公正に実施しているが、工芸分野への適性や学習意欲、技術を修得の資質をより的確に把握できる選考方法については、更なる検討が必要である。今後は、面接に加え、適性検査等の活用について検討するとともに、選考結果の検証を継続的に行い、アドミッションポリシーに沿った公平な入学者選考の実施に努める。

評価の基準(2)

学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。

① 項目3－1－(2)の自己判定

3　基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている

② 現在の取り組み状況

適正に行われている。直近3年度分の定員充足率は R7：76％、R6：89％、R5：94％となっており、いずれも修学支援制度の期間要件となる定員充足率 5 割以上を満たしている。

【参考資料】

・直近 3 年度 定員充足率の推移

３－2.自主的な学習の促進に対する支援

評価の基準

学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。

① 項目3－2の自己判定

２　概ね基準を満たしている

② 現在の取り組み状況

AO 入試合格者に対しては、入学前プログラムとしてレポート課題を課し、入学後の学習への円滑な移行を図っている。入学後は、各専攻において教員が実習指導を通じて学生一人ひとりの学習状況や技術修得状況を日常的に把握し、サポートを行っている。また、出席状況や課題提出状況等により進級・卒業が危ぶまれる学生に対しては、補講や補習を実施し、学修成果の確保に努めている。さらに、教育計画に掲載している科目別授業計画（シラバス）において、授業の到達目標、授業内容及び評価基準を明示し、学生が学習計画を立てる際の指針として活用している。また、学生が自主的に技術修得に取り組めるよう、休日及び平日の放課後の一定時間実習室を開放し、自主制作や課題制作ができる環境を整備している。

【参考資料】

・募集要項 P.5
・教育計画
・休日実習室開放予定表（夏季休暇用）
・入学手続きの手引き P.4（入学前プログラムの課題）

③ 課題及び今後の改善方策

入学する学生の多様化に伴い、非常勤講師中心の教員体制で時間外対応が困難な中で、学生一人ひとりの学習状況や習熟度に応じた支援をしていくことが課題である。学生の自主的な学習を支援するため

実習室を開放しているが、卒業・修了制作の時期には利用希望者が増加し、開放時間のさらなる延長を求める声もある。今後は、学生の利用状況や要望を踏まえ、学生の主体的な学習と学習成果の向上に努める。

３－３.多様な学生に対する支援

評価の基準

適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。

① 項目３－３の自己判定

３　基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている

② 現在の取り組み状況

本校では多様な学生が在籍しており、それぞれの状況に応じたサポート体制を整えている。障害のある学生に対しては合理的配慮の申請制度をはじめ、様々な困りごとに対する相談を事務局窓口や看護師、学生相談室で受け付けており、合理的配慮の申請があった場合には、当該学生、専攻の教員、教務部、医務室、事務局で協議を行い、可能な範囲で学びを継続できるよう配慮を行っている。また、合理的配慮を希望する学生以外にも、生きづらさや困りごとを抱える学生に対して、医務室や学生相談室でも随時相談を受け付けている。

海外からの留学生に対しては、入学前から各種手続きの相談を受け、入学後は留学生ガイダンスなどを開き、学生同士の交流やネットワークづくりを支援するとともに、在留資格の管理だけでなく、必要に応じて南丹市国際交流協会との連携や、京都府専修学校各種学校協会主催の留学生交流イベントの案内などを行っている。また、社会人経験者については、これまでの職業経験や生活環境を踏まえ、必要に応じて個別相談や履修・学生生活に関する支援を行うなど、それぞれの状況に応じた対応を行っている。

【参考資料】

・募集要項（留学生入試）P.3
・医務室　来室記録
・留学生　在籍管理に関する資料（留学生名簿）
・在留カード　コピー
・留学生ガイダンス資料
・国際交流協会案内チラシ
・京都府専修学校各種学校協会案内チラシ
・合理的配慮　申請書、配慮決定通知（R8 参考資料）

③ 課題及び今後の改善方策

多様な学生に対する支援体制を整備しているが、留学生の増加や学生の多様化に伴い、一人ひとりの学習背景や日本語能力、生活環境等に応じた支援の充実が課題となっている。特に、留学生については日本語能力の差により授業理解やコミュニケーションに課題が生じる場合があるため、個々の状況に応じた支援を継続していく必要がある。今後は、教職員間の情報共有を一層図るとともに、医務室、学生相談室及び関係機関との連携を強化し、障がいのある学生、留学生、社会人経験者を含む多様な学生が安心して学修を継続できる支援体制の充実に努める。

３－４.学生生活に関する支援

評価の基準(1)

カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。

① 項目3－4－(1)の自己判定

３　基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている

② 現在の取り組み状況

学生相談室では、週 2 日(水・金)の 11 時から 16 時まで臨床心理士によるカウンセリングを実施している。また、医務室には看護師 2 名を配置し、曜日ごとの交代勤務により常時 1 名が勤務する体制としており、学生が健康相談や学生生活に関する相談を随時行える環境を整備している。学生相談室については、教育計画及び Web 上の学生掲示板で利用方法を周知し、医務室経由での申込及びメールによる予約制で運営している。また、相談内容に応じて学生相談室、医務室、教務部及び教員が連携し、継続的な支援や必要に応じた医療機関等への紹介を行うなど、学生一人ひとりの状況に応じた相談体制を整備している。

【参考資料】

・教育計画(11-10)
・相談カード
・学生相談室対応スケジュール表
・面談記録
・学生相談室開室案内
・医務室　来室記録

③ 課題及び今後の改善方策

学生相談室及び医務室を中心とした相談体制を整備しているが、相談内容は年々多様化・複雑化して

おり、継続的な支援や専門的な対応を必要とする学生も増えている。また、相談希望者が集中する時期には予約が取りにくくなる場合もあることから、相談機会の確保が課題である。今後は、学生相談室、医務室、教務部及び各専攻の教員の連携をさらに強化するとともに、必要に応じて医療機関等の外部専門機関とも連携し、学生一人ひとりが適切な支援を受けられる相談体制の充実に努める。

評価の基準（2）

留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。

① 項目3－4－（2）の自己判定

３　基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている

② 現在の取り組み状況

成績不良者や留年が懸念される学生、中途退学を検討している又は申し出た学生に対しては、個別面談を実施し、その要因や状況を把握するようにしている。指導経過は指導記録及び学生対応経過表に記録し継続的な支援に活用している。また必要に応じて保護者、医務室、学生相談室等と連携しながら、学習継続に向けた支援を行っている。

【参考資料】

・指導記録

・学生対応経過表

③ 課題及び今後の改善方策

学習継続に困難を抱える学生への支援を行っているが、近年は心身の不調や環境の変化への適応に課題を抱える学生が増加している。また、本校の実習中心の教育では、制作課題や作品評価を通じて自己評価が低下し、学習意欲の減退につながる学生も見受けられる。今後は、日常の実習指導を通じて学生の変化を早期に把握するとともに、教員、教務部、医務室及び学生相談室が連携し、必要に応じて保護者や医療機関等とも情報共有を図りながら、一人ひとりの状況に応じた支援を継続することで、安心して学修を継続できる環境づくりに努める。

評価の基準(3)

学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。

① 項目3－4－(3)の自己判定

2　概ね基準を満たしている

② 現在の取り組み状況

現時点では独立した学校保健計画は策定していないが、防災・安全対策マニュアルや健康診断の実施等を通じて学生の健康管理に取り組んでいる。医務室では看護師が常駐し心や体の健康状態に関する相談を常時受け付けており、必要に応じて適切な窓口や医療機関へ接続を行っている。また、健康診断も全学生を対象に実施しており、健康への意識付けを行っている。医務室での相談については、学生 Web 掲示板に掲示し、また学生全員に配布する教育計画内にも掲載しているほか、新学期の最初のガイダンスでも案内している。さらに、安全衛生管理委員会を開催し、学校全体の安全管理等について月に一度討議するとともに、学校医による助言を受けながら健康管理を行っている。

【参考資料】

・教育計画(9-10)
・防災・安全対策マニュアル
・健康診断案内(学生 web 掲示板)
・医務室　相談記録　利用状況
・安全衛生管理委員会会議録

③ 課題及び今後の改善方策

現在は、防災・安全対策マニュアルや健康診断、医務室での相談対応等により学生の健康管理を行っているが、学校保健安全法の趣旨を踏まえた学校保健計画を策定し、健康管理に関する取組を体系的に整理することが課題である。今後は、学校医や安全衛生管理委員会等の意見を踏まえながら学校保健計画を策定し、学生の心身の健康保持・増進及び安全管理体制のさらなる充実を図る。

評価の基準（4）

学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。

① 項目3－4－(4)の自己判定

３　基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている

② 現在の取り組み状況

主な支援策として、修学支援制度の対象校となっていることから、学費減免制度と日本学生支援機構奨学金の給付および貸与奨学金制度の利用を案内し、申請支援を行っている。オープンキャンパス参加時から制度の対象校である旨を伝えている。

また、それ以外にも信販会社と連携した独自の奨学金制度も設け、進学希望者が経済的な理由で進学をあきらめないよう努めている。

3･4 年生対象ではあるが、デザインコンペも兼ねた「ヴァンクリーフ＆アーペル デザインスカラシップ」では返還不要の給付奨学金制度（20 万円）を、JIN LUCK サポーターズからは企業からの支援により 14 名が 48 万円の給付を受けるなど、多様な経済支援制度を設けている。また、外部団体が実施する奨学金制度についても随時情報提供を行い、学生の状況に応じた活用を支援している。

これらの奨学金制度はいずれも学生募集の段階から入学希望者に対して周知しており、入学後には適切に Web 掲示板などを通じて全学生に周知を行っている。

【参考資料】

・募集要項
・学費分納依頼書、学費延納依頼書
・TASK 奨学金制度 チラシ
・ヴァンクリーフ＆アーペル デザインスカラシップ募集要項 資料
・JIN LUCK 募集要項 資料

③ 課題及び今後の改善方策

学生の経済的負担を軽減するため、多様な奨学金制度や学費支援制度を整備し、学生一人ひとりの状況に応じた支援を行っている。一方で、経済状況の変化により修学継続が困難となる学生もいることから、支援制度を必要とする学生を早期に把握し、適切な制度へつなぐことが課題である。今後は、入学前からの情報提供を充実させるとともに、入学後も継続的な相談対応を行い、日本学生支援機構奨学金をはじめとする各種支援制度の適切な活用を支援する。また、給付奨学金受給者に対しては、学業要件や出席状況について定期的に注意喚起を行い、学修継続と奨学金の適正な受給を支援していく。

評価の基準（5）

学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。

① 項目3－4－(5)の自己判定

２　概ね基準を満たしている

② 現在の取り組み状況

キャリア支援については、就職対象学生に対して個別面談を実施し、一人ひとりの希望進路を把握するとともに、就職活動の進捗状況を継続的に確認しながら支援を行っている。最終学年の前年度から就職ガイダンスやセミナーを行い、学生の意識付けをしている。また、他の一般的な学校と違い、伝統工芸業界に特化した就職を目指すため、各企業の学内説明会や見学会、インターンシップなどを随時行っている。これらの支援については、学生 Web 掲示板内の進路指導専用の欄にて情報提供を随時行っている。また、個別面談等を通じて把握した学生一人ひとりの希望や適性に応じて、企業説明会、インターンシップ、採用選考等の情報提供や応募支援を行っている。

【参考資料】

・個別面談の案内
・就職ガイダンス案内　資料
・インターンシップ案内
・企業説明会案内

③ 課題及び今後の改善方策

学生一人ひとりの希望に応じた進路支援を行っているが、伝統工芸業界を取り巻く環境の変化に伴い、求人の確保や進路の多様化への対応が課題となっている。特に、留学生については個人工房等では在留資格の取得・更新に必要な受入体制を整えることが難しく、希望する進路を実現することが難しい場合もある。今後は、企業、工芸組合及び行政との連携を強化し、新たな就職先の開拓やインターンシップ受入先の拡充を図るとともに、学生の希望や適性に応じた個別支援を充実させ、進路実現につなげていく。

項目4　教育実施組織・教員

4－1.教員の配置、募集、採用

評価の基準(1)

教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。

① 項目4－1－(1)の自己判定

3　基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている

② 現在の取り組み状況

教育課程を実施するにあたり必要な資格・要件を備えた教員を確保するため、京都伝統工芸大学校教員資格審査規程を設け、それに則り教員の採用を行っている。また、教員としての専門性及び技術力を担保するため、人間国宝、現代の名工、伝統工芸士、京の名工、京もの認定工芸士等、高度な技能を有する者や、各伝統工芸組合から推薦を受けた現役職人を講師として採用している。さらに本校卒業生の中からも、優れた技術力や指導力を有する人材を講師として採用している。これらの条件などを踏まえ、各専攻の教育内容に応じて、専門分野や実務経験を有する教員を配置し、現役の職人による実践的な教育を実施している。

【参考資料】

・教育計画　5 教員名簿
・京都伝統工芸大学校教員資格審査規程
・就学支援制度　機関要件 授業計画書

③ 課題及び今後の改善方策

現在は各分野において高い専門性と豊富な実務経験を有する教員を確保しているが、伝統工芸業界全体の担い手不足や教員の高齢化に伴い、教育水準を維持・向上させるための後継人材の確保が課題となっている。今後は、各工芸組合との連携を継続するとともに、優れた技術を有する卒業生を講師として育成・採用し、伝統工芸を次世代へ継承できる教員体制の構築を目指す。

評価の基準（2）

教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。

① 項目4－1－（2）の自己判定

３　基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている

② 現在の取り組み状況

各専攻では講師（主に非常勤講師）が連携して授業を担当しており、各週のシフトや授業実施届により、教員の配置状況や担当授業時数を把握・管理している。また、専門科目以外の教員の担当科目についても教務部で適切に管理している。教員の専門性については各伝統工芸組合から推薦を受けた現役職人を中心に採用しており、高い専門性を有する教員を配置している。各教員のこれまでの実務経験や指導実績、個人の受賞歴などを把握している。また、教授力については授業評価アンケートの結果を講師会議等で共有し、授業改善に活用している。

【参考資料】

・教育計画 5 教員名簿
・委嘱状
・授業実施届
・各専攻シフト表
・授業評価アンケート集計結果

③ 課題及び今後の改善方策

伝統工芸業界全体で後継者不足が進む中、将来的な教員確保が課題となっている。今後は各工芸組合との連携や優れた卒業生の育成・採用を進め、安定した教育体制の維持に努める。また、授業評価アンケート等を活用し、教員の教授力向上に向けた授業改善を継続的に進めていく。

４－２.教員の組織編成等

評価の基準

学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規定等で定めていること。

① 項目４－２－(1)の自己判定

２　概ね基準を満たしている

② 現在の取り組み状況

各専攻には教授(又はこれに準ずる講師)を配置し、専攻運営及び実習指導の責任者として位置付けている。また教務部と連携しながら教育活動を実施し、それぞれの役割に応じて業務を分担している。

【参考資料】

・教育計画 ５ 教員名簿
・校務分掌

③ 課題及び今後の改善方策

本校では、各伝統工芸組合から派遣される現役職人が教育の中心を担っているため、高い専門性を確保できる一方で、非常勤教員が多いことから教員組織としての業務分担や情報共有が課題となる場合がある。今後は、専攻ごとの責任体制を明確にするとともに、教務部と講師との連携を一層強化し、講師会議や専攻別会議等を通じて情報共有を充実させることで、教育体制のさらなる強化を図る。

４－３.教員の資質の向上

評価の基準(1)

学校の教育活動の改善、工夫を行うFD（Faculty Development）などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。また企業等と連携して組織的に行っていること。

① 項目4－3－(1)の自己判定

２　概ね基準を満たしている

② 現在の取り組み状況

各伝統工芸組合から推薦を受けた現役職人である講師を対象に講師会議を開催し、本校の教育理念や教育方針、教育方法について理解を深める機会を設けている。また、授業評価アンケートの結果や学生指導に関する情報を共有し、教育内容や指導方法の改善につなげている。さらに、現役職人である講師から、各伝統工芸業界や地域の動向、求められる技能等について継続的に情報収集を行い、その内容を教育課程や授業内容の改善に反映している。また、教育課程編成委員会等において外部委員の意見を取り入れ、教育活動の改善に努めている。

【参考資料】

・職業実践専門課程 別紙様式４
・京都伝統工芸大学校ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程
・講師会議 会議次第
・令和７年度 参加研修一覧
・研修記録

③ 課題及び今後の改善方策

現役職人を中心とした教育体制は、本校の大きな特色である一方、非常勤講師が多いため、教員全体で教育方法や学生支援に関する共通理解を深める機会の確保が課題となっている。今後は、講師会議や専攻別会議を活用した情報共有を充実させるとともに、授業評価アンケートや教育課程編成委員会での意見、各種研修で得られた知見を教育活動へ反映し、教員の教育力向上と教育の質保証に努めていく。

評価の基準（2）

教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。

① 項目4－3－(2)の自己判定

２　概ね基準を満たしている

② 現在の取り組み状況

常勤教職員については、京都府専修学校各種学校協会（専各連）等が実施する研修へ計画的に参加し、学生支援、教育手法、学校運営等に関する知識・技能の向上を図っている。また、各伝統工芸組合から派遣される現役職人である講師からは、業界の動向や最新の技術・材料・制作工程等について継続的に情報収集を行い、教育内容や指導方法へ反映している。また、講師の多くは現役の職人として制作活動や作品発表を継続しており、その活動を通じて得られた最新の技術や知見を授業へ還元している。

【参考資料】

・職業実践専門課程 別紙様式４
・専各連 研修案内・受講資料
・令和7年度 教職員研修一覧
・研修報告書
・講師会議資料

③ 課題及び今後の改善方策

本校では非常勤講師が多く、教員全員が同一の研修を受講する機会を設けることが難しいことから、研修機会や研修内容の共有が課題となっている。今後は、常勤教職員が受講した研修内容を講師会議等で共有するとともに、各工芸組合や企業等との連携をさらに深め、業界の最新動向や指導方法に関する知見を継続的に教育へ取り入れることで、教員全体の授業力・指導力の向上を図っていく。

項目5 教育環境

5－1.教育環境の整備

評価の基準

教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。

① 項目5－1－(1)の自己判定

３　基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている

② 現在の取り組み状況

本校では 10 専攻それぞれに専用の実習室を設け、各工芸分野の教育に必要な設備、機械器具及び実習用備品を整備している。設備や機械器具の更新・導入に当たっては、各専攻の担当講師から現場で必要とされる設備や機材について意見を聴取し、教育内容や業界の動向を踏まえて計画的に整備を行っている。また、デザイン演習及びコンピュータ演習に必要なパソコンや各種ソフトウェアについても整備している。

【参考資料】

・教育計画 6-3 教室配置図
・各実習室・教室・機械室写真

③ 課題及び今後の改善方策

施設・設備については概ね教育上必要な水準を維持しているが、機械器具の経年劣化や技術の進歩に伴う設備更新への対応が課題となっている。今後は、安全性を確保するとともに、各伝統工芸分野の教育内容や業界のニーズを踏まえ、担当講師の意見を取り入れながら、設備・機械器具の計画的な更新及び教育環境の充実を図っていく。

評価の基準（2）

学生の学習支援のための施設（自習室等）を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。

① 項目5－1－（2）の自己判定

３　基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている

② 現在の取り組み状況

各専攻に専門実習室を整備し、学生が授業時間外にも自主的に技術修得に取り組める環境を整えている。実習室は放課後の一定時間開放するとともに、土日祝日及び長期休暇期間についても開放日を設け、自主制作や課題制作に活用できるよう運用している。また、学生が休憩や食事をとれる場所として、2 号館 LAWSON 前のカフェテラス、7 号館食堂のほか、キャンパス内各所にベンチ等を整備している。学生同士の交流や憩いの場として日常的に利用されており、学習環境の充実にもつながっている。

【参考資料】

・学校案内
・教育計画 6-2 キャンパス内案内図
・休日実習室開放予定（夏季休暇用）
・キャンパス内写真

③ 課題及び今後の改善方策

学生の自主制作や卒業・修了制作の時期には実習室の利用需要が高まるため、学習環境を維持しながら適切な開放時間を確保することが課題である。現在は制作状況に応じて開放時間を延長するなど柔軟に対応しているが、今後は利用状況を継続的に把握し、安全管理や教職員の配置も考慮しながら、学生がより自主的に学習できる環境の充実を図っていく。

評価の基準（3）

図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。

① 項目5－1－（3）の自己判定

３　基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている

② 現在の取り組み状況

キャンパス内に京都美術工芸大学付属図書館があり、系列校の京都伝統工芸大学校の学生は全員利用できる。開館時間は 10 時 15 分から 18 時。（東山キャンパスも利用可能）蔵書は〇〇〇〇〇冊あり美術・工芸・建築などの専門分野を中心に学生の資料となる図書を揃えている。Web による蔵書検索システムや東山キャンパスからの図書取り寄せサービスも利用可能であり、学生が必要な資料を入手しやすい環境を整えている。

【参考資料】

・図書館利用案内
・図書館だより
・図書館利用細則

③ 課題及び今後の改善方策

専門書や作品集など教育に必要な資料は充実しているものの、実習中心の教育課程であることや図書館までの距離などから、利用が一部の学生に偏る傾向がある。今後は、授業や卒業・修了制作と関連付けた図書館利用を促進するとともに、教員が参考図書を積極的に紹介するなど、学習や作品制作に図書館資料を活用する機会を増やしていく。また、図書館と連携し、各専攻分野に必要な資料の充実と利用促進に継続して取り組む。

５－２.安全対策、防災組織

評価の基準（1）

学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。

① 項目５－２－（1）の自己判定

２　概ね基準を満たしている

② 現在の取り組み状況

学校安全計画として独立した計画は策定していないが、学校法人として「二本松学院防災・安全マニュアル」を整備し、災害発生時の対応や安全確保の基本方針を定めている。また、マニュアルは入学時に全学生へ配布し、安全に関する基本事項の周知を図っている。校内では、防犯カメラの設置、警備会社による夜間警備、施設・設備の定期点検を実施し、安全な教育環境の維持に努めている。また、実習において危険を伴う機械設備については、教員又は助手が操作・指導を行い、安全管理を徹底している。さらに、消防署と連携した救命講習や教職員向け防災研修を実施するとともに、校外研修時には担当教員が引率し、学生の安全確保に努めている。

【参考資料】

・二本松学院防災・安全マニュアル
・警備会社との契約書
・エレベーター定期報告書
・消防研修の実施の記録
・防犯カメラ配置図
・安全衛生委員会議事録

③ 課題及び今後の改善方策

防災・防犯、設備管理、実習時の安全管理などについては、それぞれ必要な対策を実施しているものの、それらを学校保健安全法に基づく学校安全計画として体系的に整理・運用することが課題である。今後は、学校法人本部と連携して危機管理マニュアル及び学校安全計画の策定を進めるとともに、避難訓練や教職員研修等を通じて実効性を高め、安全管理体制の継続的な改善に取り組んでいく。

評価の基準（2）

火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。

① 項目5－2－(2)の自己判定

２　概ね基準を満たしている

② 現在の取り組み状況

災害発生時における教職員の役割分担や避難誘導、連絡体制等を定めた「二本松学院防災・安全マニュアル」を整備するとともに、消防計画を策定し、防火管理体制を整えている。消防設備については専門業者による法定点検を実施するとともに、消防設備の操作講習を教職員対象に定期的に実施している。また、防災（消防）訓練を毎年実施し、訓練結果を記録・保存するなど、防災体制の維持・向上に努めている。施設・建物についても耐震化に対応し、安全な教育環境の確保を図っている。

【参考資料】

・二本松学院防災・安全マニュアル P.3
・消防計画作成届出書
・消防設備等点検結果報告書

③ 課題及び今後の改善方策

消防設備の維持管理や教職員を対象とした講習、防災訓練等は継続的に実施しているが、学生を含めた実践的な避難訓練や防災意識の向上に向けた取組については、さらなる充実が課題である。今後は、学生参加型の避難訓練を定期的に実施するとともに、訓練結果を踏まえて避難経路や役割分担の検証・改善を行い、実効性の高い防災体制の構築に努める。

５－３.施設・設備等の点検、改善等

評価の基準（1）

施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。

① 項目５－３－(1)の自己判定

３　概ね基準を満たしている

② 現在の取り組み状況

施設・設備については日常点検及び法令に基づく定期点検を実施し、その結果に基づき必要な補修・修繕を行っている。また、安全衛生管理委員会による校内巡視や点検を通じて施設の安全性を確認し、不具合が確認された箇所については速やかに改善を行う体制を整えている。近年ではトイレ改修・整備を実施するなど、教育環境の維持・向上に努めている。

【参考資料】

・安全衛生委員会　チェックシート
・エレベーター定期報告書
・消防設備点検報告書

③ 課題及び今後の改善方策

校舎や施設・設備については適切な点検及び維持管理を実施しているものの、一部設備では経年劣化が進んでいることから、計画的な更新・修繕が課題となっている。今後は、点検結果や利用状況を踏まえて優先順位を明確にし、教育活動への影響や安全性を考慮しながら、施設・設備の計画的な維持管理及び更新を進めていく。

評価の基準（2）

施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。

① 項目5－3－(2)の自己判定

２　概ね基準を満たしている

② 現在の取り組み状況

施設・設備の老朽化状況や安全性、教育環境への影響等を踏まえ、施設改修計画を策定し、計画的な改修・更新に取り組んでいる。具体的には、工作機械室の改修、空調設備の更新、トイレ改修等、学生が安全かつ快適に学習できる環境を維持するため、優先順位を定めながら改修を進めている。また、施設改修計画に基づき、予算状況等を考慮しながら、計画的な改修・設備更新を実施している。雨漏りや設備故障など緊急性の高い修繕が発生した場合には、安全確保や教育活動への影響を優先し、必要に応じて計画を見直しながら迅速に対応している。

【参考資料】

・施設改修計画書

・9 号館機械室　工事写真

③ 課題及び今後の改善方策

施設・設備の老朽化に伴い、今後も継続的な改修・更新が必要となる。特に、複数の建物を有する本校では、修繕箇所や更新対象が多岐にわたるため、限られた予算の中で優先順位を明確にし、計画的に整備を進めていくことが課題である。

項目6 教育活動の基盤と改善・向上の取組

6－1.中期事業計画と財務基盤

評価の基準(1)

当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。

① 項目6－1－(1)の自己判定

2　概ね基準を満たしている

② 現在の取り組み状況

京都伝統工芸大学校第2期中期目標・中期計画(令和6年度～令和10年度)は令和5年度第5回理事会及び令和5年度第4回評議員会において審議・検討のうえ策定した。 この中で、財務状況は入学定員の充足を図ることにより黒字を維持し、財政の健全化を維持していくこととしている。 また、学生に対する教育的還元を積極的に行い、教育研究経費比率をおおよそ32～33%を維持し、施設関係についても空調設備の更新等を行い、学生の教育環境の維持・向上を図っていくこととしている。

【参考資料】

・京都伝統工芸大学校　第2期中期目標・中期計画(令和6年度～令和10年度)
・令和5年度第5回理事会議事録
・令和5年度第4回評議員会議事録

③ 課題及び今後の改善方策

18歳人口減少の状況の中で、安定した学生の確保が必要である。年度ごとの入学定員の学生数を確保することにより、財政の健全化を図りたい。また、節電、節約及び事務の合理化を徹底するとともに、資産運用収入の増加を図りたい。

評価の基準(2)

当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。

① 項目6－1－(2)の自己判定

３　基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている

② 現在の取り組み状況

学生に対する教育研究活動の安定的運営や学びやすい環境づくりのためには、その裏付けとなる財政の健全性が求められるが、18歳人口の減少という厳しい社会環境の中で財政の健全性の維持・充実のために、法人が設置する三校の学生数の確保を最重要視している。学生のためのより良質な教育内容の提供、教育施設や関連施設の維持強化、さらには、納付金収入以外の収入である、寄附金・補助金・資産運用収入の増収を図っている。特に公益法人として資金の安全性を最優先した積極的な資金運用に取り組んでいる。

また、直近の令和7年度決算においては、基本金組入前当年度収支差額が、法人全体で約11億6千万円の収入超過となっており、設置する三校においても収入超過となっている。貸借対照表関連の財務比率においても概ね良好な比率となっている。

平成27年度から、私立大学法人の経営状態を14段階に区分して、財政の健全性を把握する日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」については、経営状態が最も良好な A1から最も不良な D3の内、本学院は、令和元年度以降最上位の A1となっている(A1 に位置する法人は、全国571大学法人の内、34法人(6%)となっている)。

前受金保有率は、全国平均(医歯系除く)が377%に対して本法人は693%となっており、非常に良好な状態となっている。また、運用資産余裕比率においても、全国平均(医歯系除く)が2年に対して本法人は4．98年となっており、非常に良好な状態となっている。また、最も概括的な重要指標とされている純資産構成比率についても、全国平均(医歯系除く)が88%に対して本法人は93%となっている。

【参考資料】

・令和7年度 計算関係書類及び財産目録
・令和7年度 私立学校振興助成法施行規則第2条に規定する提出書類
・令和7年度 事業報告書

③ 課題及び今後の改善方策

より中長期的な財務基盤の安定のため、長期的に安定した学生数を確保するために、学生のためのより良質な教育内容の提供を行うための教員のFD教育や継続的な教育施設やインフラ設備の取り換え更新等を行っていきたい。

また、特定公益増進法人や受配者指定のほか、税額控除対象法人を目指し、寄附金収入増を図り、多様な金融商品を研究・検討して、公益法人として資金の安全性を最優先して、さらに資金運用収入の増収を図りたい。

さらに、事務の合理化による人件費見直しや節電等の身近な経費節減を継続的に実施し、支出の抑制に努めたい。

令和6年度及び令和7年度の財務比率について、教育研究（管理）経費比率や事業活動収支差額比率、経常収支差額比率は専修学校部門の全国平均に比し良好な状況にあるが、納付金収入や資産運用収入以外の収入である補助金や寄付金に関する比率が全国平均を下回っていることから、経費支出が補助金対象とならないかなど問題意識を持ち、補助金の積極的な獲得や寄付をした企業や個人が現在よりも税制上の優遇措置を受けることのできる環境づくりに努めたい。

６－２.学校運営

評価の基準

学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。

① 項目６－２の自己判定

２　概ね基準を満たしている

② 現在の取り組み状況

学校法人二本松学院管理運営規程、組織規程及び事務分掌規程に基づき、学校運営に必要な組織体制を整備している。また、年度ごとに組織図を作成し、教育活動及び学校運営に必要な人員配置を行っている。学校法人二本松学院事務分掌規程に基づき、各部署の役割及び責任を明確にした上で学校運営を行っている。また、教務部及び事務局を中心とした会議を毎月開催し、教育課程の運営や学生対応、学校運営上の課題等について情報共有及び協議を行い、組織的な学校運営に努めている。

【参考資料】

・学校法人二本松学院　事務分掌規程
・京都伝統工芸大学校　事務分掌
・各会議議事録

③ 課題及び今後の改善方策

現在は実態に即した会議を開催し学校運営を行っているが、規程と実際の運営方法に一部相違があることから、組織運営の実態に即した規程の見直し及び整理が課題である。今後は、会議体の役割や責任体制を改めて整理し、規程との整合性を図ることで、より実効性の高い学校運営体制の構築を目指す。

６－３.学校評価の実施と改善活動

評価の基準(1)

学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。

① 項目6－3－(1)の自己判定

２　概ね基準を満たしている

② 現在の取り組み状況

学校関係者評価委員会を年１回、教育課程編成委員会を年２回開催し、業界団体、学術機関、有識者及び地域関係者から学校運営や教育活動に対する意見・助言を受けている。委員会では前年度に受けた指摘事項への改善状況を報告するとともに、新たな課題について協議を行い、教育課程や指導内容等の改善に反映している。

【参考資料】

・職業実践専門課程　様式４
・学校関係者評価報告書
・教育課程編成委員会　会議録

③ 課題及び今後の改善方策

外部委員からの意見を学校運営や教育活動の改善に活用しているが、学校関係者評価委員会は年１回の開催であるため、課題の共有や改善状況の確認をよりきめ細かく行うことが課題である。今後は、開催方法や情報共有のあり方を検討し、必要に応じて開催回数や意見交換の機会を充実させるとともに、委員からの助言を学校運営及び教育内容の改善に継続的に反映していく。

評価の基準(2)

教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。

① 項目6－3－(2)の自己判定

2　概ね基準を満たしている

② 現在の取り組み状況

教育課程編成委員会を年 2 回開催し、業界団体や有識者から教育課程や授業内容、学生の技術修得状況等について意見・助言を受けている。また、各専攻の教育内容や課題についても協議を行い、教育課程の改善に活用している。

【参考資料】

・令和 7 年度 京都伝統工芸大学校 教育課程編成委員会 会議録(9/16 開催分、12/19 開催分)

③ 課題及び今後の改善方策

教育課程編成委員会は年 2 回開催し、外部委員からの意見を教育活動に反映しているが、限られた会議時間の中では議論が十分に深められない場合がある。今後は、事前に協議事項や資料を整理・共有するとともに、専攻ごとの課題や業界動向についてより具体的な意見交換を行い、教育課程の改善につなげていく。

評価の基準(3)

学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。

① 項目6－3－(3)の自己判定

3　基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている

② 現在の取り組み状況

京都伝統工芸大学校自己点検・評価委員会規程および京都伝統工芸大学校自己点検・評価実施要項に基づき「自己点検・自己評価実施委員会」を設置しており、定期的に会議を行い改善に取り組んでいる。また、教育の質保証及び継続的な改善を図るため、今年度より第三者評価を実施する予定である。これまでの自己点検評価の結果(評価書)については、学校法人二本松学院の HP の情報公開ページにて公開されている。

【参考資料】

・京都伝統工芸大学校自己点検・評価委員会規程
・京都伝統工芸大学校自己点検・評価実施要項

・自己点検評価書
・学校法人二本松学院 情報公開ページ 画面

③ 課題及び今後の改善方策

今後は、自己点検・自己評価及び学校関係者評価に加え、第三者評価の結果も踏まえながら、客観的な視点による学校運営及び教育活動の改善を推進していくことが課題である。また、評価結果を公表するだけでなく、その改善状況についても継続的に検証・公表し、教育の質保証及び情報公開の充実に努めていく。

評価の基準（4）

学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。

① 項目6－3－(4)の自己判定

２　概ね基準を満たしている

② 現在の取り組み状況

自己点検・自己評価及び学校関係者評価で挙げられた意見や課題については、教務部及び関係部署において改善に向けた検討を行い、対応可能な事項から順次改善に取り組んでいる。また、改善状況については翌年度の自己点検・自己評価や学校関係者評価委員会において報告・確認を行っている。

③ 課題及び今後の改善方策

自己点検・自己評価及び学校関係者評価で挙げられた課題については改善に取り組んでいるが、改善事項を一覧化し、進捗状況を継続的に管理・検証する仕組みは十分とはいえない。今後は、改善計画の策定や進捗管理を組織的に行う体制を整備し、学校評価の結果を学校運営及び教育活動の改善へより効果的に反映できるよう取り組んでいく。

６－４.社会からの理解と情報の公表

評価の基準(1)

当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。

① 項目6－4－(1)の自己判定

３　基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている

② 現在の取り組み状況

学校関係者評価報告書、自己点検評価報告書及び職業実践専門課程の公表資料については、学校ホームページを通じて公開している。また、卒業・修了制作作品や各専攻の教育活動、学生の制作成果についてもホームページや SNS を活用して積極的に発信し、教育内容や学校の特色を広く社会へ周知している。

【参考資料】

・職業実践専門課程 別紙様式４
・ホームページ
・SNS
・学校案内 卒業修了制作秀作集

③ 課題及び今後の改善方策

教育活動や学校運営に関する情報公開は継続して実施しているが、本校の特色である伝統工芸教育や学生作品の魅力をより効果的に発信していくことが課題である。今後は、ホームページや SNS を活用した情報発信の充実を図るとともに、卒業・修了制作作品や学生の参加するプロジェクトなどの教育成果についても積極的に紹介し、本校の教育内容や魅力を広く社会へ発信していく。

評価の基準（2）

教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。

① 項目6－4－(2)の自己判定

３　基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている

② 現在の取り組み状況

ヴァンクリーフ＆アーペルデザインスカラシップ、松葉祭の開催、京都丹波美術工芸教育展への協賛、柊家プロジェクトや和紙プロジェクトなどの産官学連携事業、新光悦村秋祭りへの参画、美山お田植祭への参加、京都府教員初任者研修への協力、サイエンスフェスティバルや夏休み子ども陶芸体験の開催など、多様な教育活動や地域貢献活動を実施している。これらの活動を通じて、本校の教育成果や伝統工芸の魅力を広く発信するとともに、地域社会や産業界との連携を深め、教育目的への理解促進に努めている。

【参考資料】

・ヴァンクリーフ＆アーペル　ディスプレイの様子
・初任者研修実施の様子
・柊家プロジェクト実施の様子
・「今年の漢字」新聞記事
・お田植祭参加の様子
・松葉祭の公開
・新光悦村秋祭り
・サイエンスフェスティバル、夏休みこども体験の様子

③ 課題及び今後の改善方策

本校では地域や産業界と連携した教育活動を積極的に実施しているが、その成果を社会へ継続的に発信し、教育活動への理解をさらに深めていくことが課題である。今後も地域行事や産官学連携事業への参画、子ども向け体験教室などを継続するとともに、ホームページや SNS 等を活用した情報発信を充実させることで、学校の教育活動のみならず、伝統工芸の魅力や文化の継承に対する社会的理解の促進に努めていく。

令和７年度 自己点検評価書

京都伝統工芸大学校 事務局
京都府南丹市園部町二本松 1-1
TEL:0771-63-1751